

「ゆめマート阿賀」変更届の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 ゆめマート阿賀

所在地 呉市阿賀中央五丁目1番15号

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者	住所	変更年月日・理由
株式会社イズミ	代表取締役社長 山西 泰明	広島市東区二葉の里三丁目3番1号	
株式会社三宅本店	代表取締役 三宅 清嗣	呉市本通七丁目9番10号	

(変更後)

名称	代表者	住所	変更年月日・理由
株式会社イズミ	代表取締役社長 町田 繁樹	広島市東区二葉の里三丁目3番1号	令和7年4月1日 代表者変更
株式会社三宅本店	代表取締役 三宅 清嗣	呉市本通七丁目9番10号	

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者	住所	変更年月日・理由
株式会社イズミ	代表取締役社長 山西 泰明	広島市東区二葉の里三丁目3番1号	
かめや釣り具株式会社	代表取締役社長 渡邊 憲二	広島市西区商工センター1丁目1-15	
株式会社モーツァルト	代表取締役 田上 友康	広島市中区堀川町5番2号	

(変更後)

名称	代表者	住所	変更年月日・理由
株式会社イズミ	代表取締役社長 町田 繁樹	広島市東区二葉の里三丁目3番1号	令和7年4月1日 代表者変更
かめや釣り具株式会社	代表取締役社長 渡邊 憲二	広島市西区商工センター1丁目1-15	
株式会社モーツァルト	代表取締役 田上 友康	広島市中区堀川町5番2号	

- 3 変更の年月日
2 変更した事項のとおり
- 4 変更する理由
2 変更した事項のとおり
- 5 届出年月日
令和7年5月27日
- 6 届出等の縦覧場所
呉市産業部商工振興課（呉市中央4丁目1番6号）
阿賀市民センター（呉市阿賀中央6丁目2番16号）
- 7 届出を縦覧することができる期間及び時間帯
 - (1) 期 間 令和7年6月10日から令和7年10月10日まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。
 - (2) 時間帯 午前8時30分から午後5時15分まで
- 8 意見書の提出
法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から次の提出期限までに、市に対し意見を提出することができます。
 - (1) 提出期限
令和7年10月10日
 - (2) 提出先
呉市産業部商工振興課